

豊橋市まちづくり景観条例をここに公布する。

令和3年3月29日

豊橋市長 浅井由崇

豊橋市条例第16号

豊橋市まちづくり景観条例

豊橋市まちづくり景観条例（平成4年豊橋市条例第57号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）に関し、市、市民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力して景観形成を図ることにより、もって豊橋らしさのある美しいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （2）工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物並びに屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件以外のもので規則で定めるものをいう。
- （3）屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、景観形成に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市長その他の市の機関は、道路、河川、公園その他の公共施設の整備を行う場合

には、景観形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

- 3 市は、第1項の規定により施策を実施するに当たっては、市民の意見等が当該施策に反映されるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが景観形成を図る主体であることを認識し、景観形成に関する理解を深め、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 市民は、前条第1項の規定により市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動に関し、景観形成に自ら努めなければならない。

- 2 事業者は、第3条第1項の規定により市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定)

第6条 市は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定めるもののほか、あらかじめ、第29条第1項の規定により置かれる豊橋市まちづくり景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画への適合)

第7条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をする者は、その届出に係る行為を、景観計画に定める景観形成のための行為の制限に関する事項に適合させなければならない。

(事前協議)

第8条 法第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ景観計画に定める景観形成のための行為の制限に関して、市長に協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。

- 2 事前協議をしようとする者（以下「事前協議者」という。）は、規則で定めるところにより、事前協議に係る書類、図面等を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の事前協議に係る書類、図面等の提出があったときは、事前協議者との協議に応じなければならない。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、同条第1項第1号から第3号までに規定する行為のうち、規則で定める規模のものとする。

(届出の添付図書)

第10条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、建築物及び工作物の平面図その他規則で定める図書とする。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(助言又は指導)

第12条 市長は、事前協議又は法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出を行った者に対し、景観計画に定める景観形成のための行為の制限に関する事項に適合させるために必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告又は命令)

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わない場合の措置)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(行為完了等の届出)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、当該届出に関する行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の指定等の手続)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければ

ならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第17条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないように行うこと。

(2) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。

(3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第18条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) せん定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。

(2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(まちづくり景観形成地区の指定)

第20条 市長は、重点的に景観形成を図る必要があると認める地区を、まちづくり景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、まちづくり景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民その他利害関係人の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければ

ならない。

3 市長は、まちづくり景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、まちづくり景観形成地区を変更する場合について準用する。

(まちづくり景観形成地区の整備計画の策定)

第21条 市長は、前条第1項の規定によりまちづくり景観形成地区を指定したときは、当該地区におけるまちづくり景観形成地区整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するものとする。

2 整備計画は、当該地区における景観形成に関する方針、基準その他景観形成に関し必要な事項を定めるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、整備計画を策定及び変更する場合について準用する。

(まちづくり景観形成地区内における行為の届出)

第22条 まちづくり景観形成地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為が整備計画に適合するよう努めるとともに、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更

(4) その他市長が必要と認めた行為

2 前項第1号から第3号までに掲げる行為について、法第16条第1項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(整備計画に基づく助言及び指導)

第23条 市長は、前条の規定による届出を行った者に対し、整備計画に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。

(まちづくり団体の認定)

第24条 市長は、まちづくり景観形成地区内の全部又は一部の区域において組織され

た団体で、次の各号の全てに該当するものをまちづくり団体として認定することができる。

- (1) その活動が、景観形成に有効と認められるもの
- (2) その活動が、当該区域の住民の多数の支持を得ていると認められるもの
- (3) その活動が、関係者の財産権を不当に制限するものでないもの
- (4) まちづくり協定の締結を目的とするもの
- (5) 規則で定める要件を具備する団体規約が定められているもの

2 まちづくり団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、まちづくり団体が第1項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(まちづくり協定の認定)

第25条 市長は、前条第1項の規定により認定したまちづくり団体が景観形成を図るため、規則で定める事項について締結した協定をまちづくり協定として認定することができる。

2 まちづくり協定の認定を受けようとするまちづくり団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 まちづくり団体は、第1項の規定により認定を受けたまちづくり協定の内容を変更し、又は廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり協定の認定を取り消すものとする。

- (1) まちづくり協定の廃止の届出があつたとき。
- (2) まちづくり協定の内容及びその運用が適当でなくなつたと認めるとき。

(整備への助成)

第26条 市長は、第22条の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為が整備計画に適合し、かつ、景観形成に著しく寄与すると認められる場合は、その行為に要する経費の一部を助成することができる。

(まちづくり団体への助成)

第27条 市長は、第24条第1項の規定により認定したまちづくり団体に対し、その活動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観重要建造物等への助成)

第28条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木その他景観形成に著しく寄与すると認められる景観資源の所有者等に対し、その保全又は活用に要する経費の一部を助成することができる。

(審議会)

第29条 市長は、景観形成に関し必要な事項を諮問するため、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を審議する。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条から第15条までの規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前に行われた景観計画に係る改正前の豊橋市まちづくり景観条例（以下「旧条例」という。）第15条に規定する審議会への意見聴取は、改正後の豊橋市まちづくり景観条例（以下「新条例」という。）第6条第2項の規定により行われた審議会への意見聴取とみなす。

(経過措置)

3 令和3年10月1日から30日を経過する日までの間に着手する法第16条第1項の規定により届け出なければならない行為については、同条第7項第11号に規定する条例で定める行為とみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例第7条第1項の規定により指定されているまちづく

り景観形成地区、第8条第1項の規定により策定されている整備計画、第9条第1項の規定によりされた行為の届出、第11条第1項の規定により認定されたまちづくり団体、第12条第1項の規定により認定されたまちづくり協定又は第15条第1項の規定により設置されている審議会は、それぞれ新条例第20条第1項の規定により指定したまちづくり景観形成地区、第21条第1項の規定により策定した整備計画、第22条第1項の規定によりされた行為の届出、第24条第1項の規定により認定されたまちづくり団体、第25条第1項の規定により認定されたまちづくり協定又は第29条第1項の規定により設置された審議会とみなす。

(豊橋市屋外広告物条例の一部改正)

5 豊橋市屋外広告物条例（平成10年豊橋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第28条 市長は、次に掲げる場合においては、まちづくり景観審議会（<u>豊橋市まちづくり景観条例（令和3年豊橋市条例第 号）第29条</u>に規定する審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第28条 市長は、次に掲げる場合においては、まちづくり景観審議会（<u>豊橋市まちづくり景観条例（平成4年豊橋市条例第57号）第15条</u>に規定する審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>